

十日町市複合営農促進事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、認定農業者及び生産組織等を対象に園芸作物の導入による複合営農を推進し、農業経営の安定と農業所得の向上を図るため、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、十日町市補助金等交付規則（平成17年十日町市規則第64号。以下「規則」という。）及び十日町市農林水産業総合振興事業費補助金交付要綱（平成17年十日町市告示第14号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(実施方針)

第2条 本事業は、第二次十日町市総合計画及び新潟県園芸振興基本戦略の実現に向けて実施するものとする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、市内に住所を有する認定農業者、認定新規就農者、生産組織（法人・集落営農）又は農業者が組織する団体（農業協同組合の部会等。以下「農業者等で組織する団体」という。）であって、農業者等で組織する団体は次のすべてに該当するものとする。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 代表者の定めがあること。
- (2) 代表者、組織及び運営に関する規約が定められていること。
- (3) 別表に定める交付対象作物について共同販売経理を行っていること又は団体運営の会計を共同経理で行っていること。

(補助対象事業)

第4条 本事業による補助対象事業は、次に掲げるものとし、個別の実施基準は別表に定めるとおりとする。

- (1) 複合営農促進機械等整備助成
- (2) 園芸産地化面積拡大助成

(事業実施期間)

第5条 補助対象事業の実施期間は、申請年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(交付対象作物)

第6条 交付対象作物は次に定めるとおりとする。

- (1) 産地育成品目（かぼちゃ、ねぎ、ユリ、小菊）

- (2) その他品目（(1) 以外の野菜・花卉・果樹(果物類)。ただし山菜は除く）

（目的、内容及び採択基準）

第7条 補助対象事業の目的、内容及び採択基準は、別表及び次に定めるとおりとする。

- (1) 交付対象作物については、地域の普及組織等が指導する栽培方法等に則し、十分な収量が得られるように生産することを原則とする。交付対象作物の作付け、肥培管理等が明らかに不適切な場合には、補助金を交付しない。
 - (2) 交付対象作物（植栽年に収穫ができないアスパラガス等を除く。）については、収穫し販売・出荷を行うことを要件とする。当該年度の実績報告の際に出荷証明が提出出来ない作物の場合は、出荷証明が出来次第提出をすること。
 - (3) 交付要件の確認のため、市長は、作業受委託契約書、出荷証明、作業日誌等の書類の提出を求めるものとする。
- 2 同一の補助対象事業者が2つ以上の助成対象作物ごとに申請をした場合、それぞれ補助対象とすることができる。
- 3 市長は、所要額の合計が市の予算額を上回った場合には、別表に定める交付単価を減額調整することができる。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、十日町市複合営農促進事業補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を申請する年度の2月末日までに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合はこの限りでない。

（補助金の交付決定）

- 第9条 市長は、申請書に係る審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金の交付が適当と認めたときは、補助金の交付決定を行うものとする。
- 2 市長は、交付決定をする場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。
 - 3 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、十日町市複合営農促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

（変更等の承認）

第10条 補助事業者（第8条の規定により補助金の交付決定を受けたものをいう。以下同じ。）が補助事業の内容及びそれに要する事業費を変更する場合は、十日町市複合営農促進事業変更承認申請書（様式第3号）により市長に申請をしなければならない。

(交付決定の変更)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、書類を審査の上、交付決定の変更の可否を判断し、承認する場合は、当該補助事業者に対して、十日町市複合営農促進事業変更承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、規則第15条第1項各号に定めるもののほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該交付決定等の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定等の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定は、補助金の額の確定があった後においても適用することがあるものとする。

3 市長は、前項の規定による取消しの決定を行った場合には、その旨を十日町市複合営農促進事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告及び補助金請求)

第13条 補助事業者は、事業の完了後、速やかに十日町市複合営農促進事業実績報告書兼請求書（様式第6号。以下「実績報告書兼請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第14条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、第11条の規定により補助金の交付決定等を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

この要領は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年4月1日改正）

改正後の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年4月1日改正）

改正後の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年1月26日改正）

改正後の規定は、平成27年1月26日から適用する。

附 則（平成27年4月1日改正）

改正後の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年4月1日改正）

改正後の規定は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年4月1日改正）

改正後の規定は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月1日改正）

改正後の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年4月1日改正）

改正後の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年4月1日改正）

改正後の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年4月1日改正）

改正後の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日改正）

改正後の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年4月1日改正）

改正後の規定は、令和5年4月1日から適用する。

別表

事業 種目	目 的	内 容 (事業細目)	補助率	採択基準 (実施基準)
1. 複合営農促進機械等整備助成	新潟県園芸振興基本戦略を基に産地育成計画を策定した「かぼちゃ・ねぎ・ユリ・小菊」の1億円産地化を図るため、認定農業者等に複合営農を促進し、経営安定および所得の向上を図る。	農地基本台帳に登録のある農地に、交付対象作物を新規に作付又は作付面積を拡大する場合に、栽培・加工・出荷に必要な、県単事業の対象とならない機械等の整備に要する経費の一部を補助する。 助成対象機械 交付対象作物を栽培・加工・出荷するために必要な作業用機具・機器・付属機材等。養液栽培用の機器も補助対象とする。なお、汎用性の高い機械（トラクター、防除機、ブロードキャスター等）も対象とする。 助成対象資材 交付対象作物を栽培するために必要な支柱等の消耗品としない資材。	【産地育成品目】 事業費の1／3以内 事業費下限 100 千円 補助上限額 法人 1,000 千円 法人以外 300 千円 【その他品目】 事業費の1／4以内 事業費下限 100 千円 補助上限額 法人 500 千円 法人以外 200 千円 補助額は千円未満切捨てとする	交付要件 (①②③は全て満たしていること) ①前年度の作付面積に対して、法人は10a、法人以外は5a以上の面積拡大をすること。 ②生産実施計画書により、3年間は計画に則して生産・出荷すること。 ③導入した機械等の能力審査が必要な場合は、関係機関から適宜意見等を仰ぐものとする。 ④交付対象作物の栽培・加工・出荷に使用するパイプハウスの資材費を補助対象とする。 ⑤④のパイプハウスの助成対象資材は「アーチパイプ・直管パイプ・ジョイント機具・被覆資材・被覆資材の固定用紐」とする。 出荷年度をまたぐ交付対象作物の取扱い ①本年度以前に作付し、本年度に初めて出荷できるものであっても、本年度に面積拡大が認められなければ交付対象としない。 ②年度内の出荷が確認できない場合は、翌年度改めて出荷状況の確認をする。 事業費の算出について 事業費は原則機械等の購入費用とする。ただし、消費税相当額を控除した額とする。なお、個人間取引等で中古購入する機械の場合は、農機具販売店の見積りと、耐用年数が5年以上認められ、かつ最も低く示された残存価格を補助対象機械及び事業費として取り扱う。

事業 種目	目 的	内 容 (事業細目)	補助率	採択基準 (実施基準)
2. 園芸産地 化面積 拡大助成	新潟県園芸振興基本戦略で定める事業に対し、対象作物を新規に作付又は作付面積を拡大した場合に、出荷・販売する生産者に対し助成することで複合営農への取り組み拡大を図る。	農地基本台帳に登録のある農地に、産地育成品目を新規に作付又は作付面積を拡大した場合に、出荷・販売に応じて実施面積分を補助する。	作物別に定額補助 交付単価 かぼちゃ 16,000 円/10a ね ぎ 19,000 円/10a 切 り 花 26,000 円/10a ユリ球根 30,000 円/10a	交付要件 (①②は全て満たしていること) ① 拡大面積が5 a 以上 ② 新潟県園芸振興基本戦略で定める期間において、生産実施計画書により、計画に即して生産・出荷すること。 ③ 面積の単位は1 a 単位とし、1 a 未満の端数は切り捨てる。 ④ 他の種代への補助事業を活用する場合は、当事業交付単価との差額を支給する。 ユリ球根の取扱い ユリ球根を生産する場合は、事業年度の出荷は求めない。 農業者が組織する団体の取扱い ・上記要件を満たす構成員が申請の対象とする。 ・申請をする構成員が複数人の場合は、作付農地と生産計画については、構成員ごとの内訳を付けること。